国は、関係省庁及び関係機関と連携し、外務省や厚生労働省検疫所のホームページや旅行会社等を通じ、海外に渡航する者向けの情報提供及び注意喚起をより一層強化するものとする。

都道府県等及び市町村は、住民向けのセミナーの開催等を通じ、媒介蚊への対策の重要性について周知するとともに、平常時から地域住民の協力を得て蚊の対策を講じることができるよう、体制の構築に努めることとする。

国は、関係省庁及び関係機関と連携し、検疫所のホームページや旅行会社等を通じ、海外に渡航する者向けの情報提供及び注意喚起をより一層強化するものとする。

都道府県等及び市町村は、住民向けのセミナーの開催等を通じ、媒介蚊への対策の重要性について周知するとともに、平常時から地域住民の協力を得て蚊の対策を講じることができるよう、体制の構築に努めることとする。

○国土交通省告示第七百九十三号

新潟空港の飛行場灯火に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新潟空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　新潟空港内及びその周辺　新潟県新潟市
四　変更した事項に係る供用開始期日　令和八年六月二十九日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

滑走路Ｂに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路Ｂの28側末端から滑走路中心線の延長線上六百六十メートルまでの間
	発光ダイオード、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度七千百カンデラ	滑走路Ｂの28側末端から滑走路中心線の延長線上九十メートルから六百六十メートルまでの間
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路Ｂの10側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｂの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路Ｂの28側末端灯列の両外側
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端

変更前

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

滑走路Ｂに係る灯火

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Ｂの28側末端から滑走路中心線の延長線上六百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ	滑走路Ｂの28側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから六百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路Ｂの10側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路Ｂの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路Ｂの28側末端灯列の両外側
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	滑走路Ｂの過走帯の末端